

○坂出市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則

昭和60年5月13日規則第12号

(負担金の端数計算)

**第5条** 条例第6条第1項の規定により負担金の額を定める場合において、その金額に100円未満の端数があるときまたはその金額が100円未満であるときは、その端数金額またはその金額を切り捨てるものとする。